

資料一覧

- 令和3年度農薬危害防止運動実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 農薬による事故の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～P3
- 令和4年度岡山県農薬危害防止運動実施要領（案）・・・・・・・・ P4～P13
- 令和4年度岡山県農薬危害防止運動に係る事業実施計画（案）・・・・ P14～P15
- 令和4年度農薬の安全・適正使用の推進について・・・・・・・・ P16～P17
- 住宅地等における農薬使用について〈概要〉・・・・・・・・ P18～P25
- 無人航空機を利用した農薬の空中散布について・・・・・・・・ P26～27
- 毒物及び劇物の取扱い、保管管理等について・・・・・・・・ P28
- 食品における残留農薬等の検査について・・・・・・・・ P29
- 販売業者、防除業者の遵守すべき事項～毒物及び劇物取締法～・・・・ P30～P37
- 農薬取締法の目的と定義・・・・・・・・・・・・・・・・ P38～P39
- 農薬使用基準・・・・・・・・・・・・・・・・ P40
- 令和4年度農薬危害防止運動の実施について・・・・・・・・ P41～P76

令和3年度農薬危害防止運動実施結果

1 立入検査結果

区 分		立入検査実施施設数	注意指導施設数	農薬販売業届施設数	注意指導項目						
					責任者	登録	設備取扱	表示	譲渡	その他	計
備前	一般	16	2	309				2			2
	農業用	18		254							
備中	一般	30	11	358			6		9		15
	農業用	80	14	109			5		8	4	17
美作	一般	13		172							
	農業用	17		33							
合計	一般	59	13	839			6	2	9		17
	農業用	115	14	396			5		8	4	17

2 広報活動

区分	実施年月日	方 法	内 容	備 考
備前	令和3年 6月～8月	農薬危害防止運動実施の通知及びチラシ等の配布	農薬危害防止啓発ポスター、チラシ及び手引きを市町へ配布し啓発を行った。	県民局
	令和3年 6月～8月	ポスター掲示、チラシ配布、HP、広報等	農薬危害防止啓発ポスターの掲示、チラシの配布、ホームページや市の広報での呼びかけにより啓発を行った。	各市町、県民局、備前保健所
備中	令和3年 6月～8月	広報資材による啓発	ポスター、チラシ等を市町に配付し、掲示や配布を依頼した。 ポスターを庁内へ掲示した。 チラシは立入検査等で配布した。	県民局
		HP、広報誌への掲載等	ホームページ、広報誌を活用し、運動や農薬の適正使用について啓発した。	各市町
美作	令和3年 6月～8月	ポスター掲示 チラシ配布、防災無線、ラジオ	ポスター掲示、チラシ配布、防災無線、FMラジオにより農薬の適正使用について啓発した。	県民局、保健所 各市町村

農薬による事故の発生状況

「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」(農林水産省HPから引用)

○ 人に対する事故(全国)

区分		H26		H27		H28		H29		H30		R元	
		件数	人	件数	人	件数	人	件数	人	件数	人	件数	人
死亡	散布中	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	誤用・その他	5	5	6	6	0	0	1	1	4	4	0	0
	小 計	5	5	7	7	0	0	1	1	4	4	0	0
中毒	散布中	11	22	10	33	9	13	10	22	12	23	9	21
	誤用・その他	13	13	12	25	10	10	10	15	9	15	2	2
	小 計	24	35	22	58	19	23	20	37	21	38	11	23
合 計		29	40	29	65	28	23	21	38	25	42	11	23

(原因別)

区分		H26		H27		H28		H29		H30		R元		率
		件数	人	件数	人	件数	人	件数	人	件数	人	件数	人	
マスク、メガネ、服装等装備不十分		3	3	4	4	3	3	6	6	6	7	3	3	13.0%
強風中や風下での散布等本人の不注意		2	2	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	4.3%
長時間散布や不健康状態での散布		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
防除機の故障、操作ミスによるもの		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0.0%
散布農薬のドリフトによるもの		1	1	1	7	1	1	2	8	1	1	0	0	0.0%
農薬使用後の作業管理不良		5	16	3	20	3	7	1	7	4	14	5	17	73.9%
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食		14	14	11	11	7	7	6	11	3	3	2	2	8.7%
薬液運搬中の容器破損、転倒等		0	0	1	3	0	0	0	0	1	5	0	0	0.0%
その他		1	1	1	12	1	1	2	2	2	4	0	0	0.0%
原因不明		3	3	5	5	2	2	2	2	7	7	0	0	0.0%
合 計		29	40	28	65	19	23	21	38	25	42	11	23	

原 因	中毒発生時の状況	一般的な防止策
マスク、メガネ、服装等装備不十分	散布・調整時に装備不十分のため暴露した。	・農薬用マスク、保護メガネ等防護装備の着用 ・作業後は身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服の交換
強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	防除器具の調子が悪く、使用者が防除器具に息を吹き込んだ際に、揮発した農薬を吸い込み暴露	・農薬を吸引する恐れがある行動は慎む
農薬使用後の作業管理不良	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン:劇物)を使用時に被覆を行わなかった、もしくは被覆が不十分であった。 ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良になった。	・住宅、畜舎等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。 ・高温期の処理は避ける。 ・土壌くん蒸の際は被覆を完全に行う。 ・適正な厚さの被覆資材を用いる。 ・くん蒸剤使用前には改めてラベルの記載事項を確認し、記載事項を遵守する。

原 因	中毒発生時の状況	一般的な防止策
保管管理不良等による誤飲誤食	・ペットボトルに移し替えられていた農薬を飲料水と間違えて飲用した。 ・農薬をお茶と間違えて飲用した。	・農薬を他の容器(飲料の空容器等)へ移し替えない。 ・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。 ・農薬は飲食物と分けて保管する。 ・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。

○ 農作物、家畜等に対する被害(全国)

(単位:件)

区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
農作物	11	9	4	3	7	8
家畜	0	0	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0	0
蜜蜂	(79)	(50)	(30)	(33)	(21)	(43)
魚類	2	3	7	13	5	7
合計	92	62	41	49	33	58

※平成25年度から27年度までの蜜蜂の被害件数「()」は、「蜜蜂被害事例調査」による。

区 分	被害発生時の状況	一般的な防止策
農作物	ほ場周辺部のり面に除草剤を散布し、ほ場内の大豆に飛散した	・農薬の使用に当たっては、容器の表示事項をよく読み、適正に使用する。 ・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。 ・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を行う。 ・土壌くん蒸剤を使用した際は、適正な厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。 ・農薬を他の容器へ移し替えない。 ・農薬の使用後には散布器具を十分に洗浄する。 ・殺虫剤や殺菌剤の散布器具等と除草剤の散布器具等は別のものを使用する。
	強風時に農薬を散布し、周辺ほ場に飛散した。	
	農薬の使用時に被覆を行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩して隣接するみずなに拡散した。	
	展着剤の空容器に除草剤を小分けにしており、小麦の殺菌剤の散布の際に誤って除草剤を混入させた。	
	除草剤を散布した後、タンク内に除草剤が残っていたことを忘れ、同じ散布器具で大豆に殺虫剤を散布した。	
魚 類	・河川水や魚体から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。 ・不要となった農薬を水路に廃棄したことや、水路付近で散布機の洗浄を行ったことが原因と考えられる。	・農薬が河川に飛散、流入しないように注意する。 ・防除器具等の劣化による散布液の漏洩がないよう、点検整備を行う。 ・使用残農薬や不要な農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。

令和4年度岡山県農薬危害防止運動実施要領（案）

第1 目 的

農薬使用者及び販売者をはじめとする取扱者等に対し、使用基準の遵守、飛散防止対策、農薬の適正使用及び保管管理並びに住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を周知・徹底することにより、農薬による事故等を防止し、快適な県民生活の実現を図ることを目的として、農薬危害防止運動を実施する。なお、本年度の運動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、県内の実情に応じて、実施可能な取り組みを進めることとする。

第2 名 称

岡山県農薬危害防止運動

第3 実施期間

令和4年6月1日から8月31日までの3か月間

第4 推進組織

岡山県農薬危害防止対策協議会

岡山県、岡山市保健福祉局、倉敷市保健所、岡山県市長会、岡山県町村会、公益社団法人岡山県医師会、一般社団法人岡山県薬剤師会、一般社団法人岡山県医薬品登録販売者協会、岡山県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岡山県本部、岡山県農業共済組合、一般社団法人岡山県農業会議、岡山県森林組合連合会、岡山県農薬卸協会、岡山県農薬小売商協会、岡山県農薬安全指導者協議会

第5 実施事項

1 県における実施事項

(1) 岡山県農薬危害防止対策協議会の開催

県は、関係部局、保健所設置市及び関係団体等と協議会を開催し、農薬危害防止対策を協議する。

(2) 広報資料等による啓発

県は、関係機関・団体と連携し、「ポスター」や「農薬安全使用の手引」等の啓発資料及び各種広報媒体を利用して、本運動の周知徹底を図る。

(3) 農薬の安全使用及び販売の適正指導

県は、農薬の販売業者、防除業者、農家、ゴルフ場関係者及び農林水産航空事業実施団体等に対し、農薬取締法、毒物及び劇物取締法の遵守、適正な保管管理及び安全な使用等について、講習会、研修会等により、周知徹底する。

(4) 児童・生徒等に対する危害防止の徹底

県は、教育委員会、学校薬剤師会及び関係各機関等の協力を得て、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒への危害防止の徹底を図る。

2 県民局(保健所及び農林水産事業部(農畜産物生産課・農業普及指導センター))、岡山市保健福祉局、倉敷市保健所(以下「県民局等」という。)における実施事項

(1) 広報等による啓発

県民局等は、広報誌やパンフレット・ポスター等の利用、ホームページ、広報車等、各種広報媒体を有効に活用し、本運動の趣旨を農家まで十分周知徹底する。

(2) 使用者に対する農薬危害防止の徹底

県民局等は、農家、防除業者等農薬使用者に対し、講習会・現地指導等を通じ、農薬使用基準の遵守、適正な使用及び保管管理の徹底を図る(別記1, 2を参考とする)。

(3) 農薬の保管及び空容器の処置

農薬の保管及び空容器の処置が適切でないことによる誤飲事故等の発生も憂慮されるため、県民局等は、適切な保管及び空容器の回収について指導の徹底を図る。

(4) 医療機関との連携

県民局等は、農薬による中毒事故等を処置した医師から速やかに報告を受けるよう依頼するなど、事故の状況を的確に把握し、その結果を速やかに、県保健福祉部医薬安全課に報告する。

(5) 販売者等の指導取締

県民局等は、農薬販売者等に対する立入検査を実施し、農薬の販売及び保管に伴う危害発生、用途外の使用及び無登録農薬の販売・使用等を防止する。

特に、毒物及び劇物に指定されている農薬については、その指導を強化し、保管管理の状況について自主点検の実施を促すなど、保管管理の適正化を図る(別記3を参考とする)。

(6) 実施結果報告

県民局(農畜産物生産課)は、農薬危害防止運動の実施結果について各保健所及び管内の市町村から報告を求め、次の事項のとりまとめを行い、別紙様式1により9月30日までに県農林水産部農産課あて報告する。

(ア) 立入検査結果について

(イ) 広報活動について

(ウ) その他意見、要望事項等について

3 市町村における実施事項

(1) 広報等による啓発宣伝

市町村は、各種広報資料の活用や、有線放送・広報車等による啓発、市町村及び関係機関の広報紙・ホームページ・パンフレット・ポスター等の利用、地区座談会、協議会等により、本運動の趣旨を、一般農家に十分周知する。

(2) 児童・生徒に対する危害防止の徹底

市町村は、教育委員会・学校等の協力を得て、管内の幼稚園・小・中学校等の園児・児童・生徒への危害防止を徹底する。

(3) 実施結果報告

市町村は、実施した次の事項について、別紙様式2により9月20日までに管轄県民局(農畜産物生産課)あて報告する。

(ア) 広報活動について

(イ) その他意見、要望事項等について

別記 1

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの（オ）
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

(2) 防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対に避けること」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの（イ）
- ③ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かったの散布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
- ⑤ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（カ）
- ⑥ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（キ）

(2) 防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。

- エ 風上に向かったの散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。
- カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- キ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸中のほ場管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

(2) 防止対策

- ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の立ち入りを防ぐ。
- ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの（ア～エ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（オ、カ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

(2) 防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。
- ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。
- エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。

オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。

イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

(1) 被害の状況

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの（カ～ケ）
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（コ）
- ④ 不要になった農薬を河川や水路等に投棄したため、魚がへい死したもの（サ）

(2) 防止対策

ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。

イ 飛散低減ノズルを使用する。

ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。

エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。

オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。

カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。

キ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。

ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。

ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。

コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。

サ 不要になった農薬は、河川や水路等に投棄せず、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。また、希釈液等は、毎回使い切れる量を調製する。

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）

- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの（イ）
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

（２）防止対策

- ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の収穫予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの収穫予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

３ 環境への流出

（１）原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周辺の水域の生活環境・動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

（２）防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用等の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、販売業の登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

農薬危害防止運動実施結果報告書

県 民 局 名
(保 健 所 名)

1 立入検査結果について

事項 業種	立入検査 実 施 施 設 数	注意指導 施 設 数	農 薬 販売業届 施設数	注 意 指 導 項 目						
				責任者	登 録	設備取扱	表 示	譲 渡	その他	計
一 般 農 業 用										
計										

(記入上の注意事項)

- 業 種：農業用は農協、農業用資材店等について記入し、その他は一般とする。
- 注意指導施設のうち、注意指導した件数を項目に記入する。(複数記入もあり)
- 注意指導事項の主な内容
 - ①責任者 (毒物劇物取扱責任者の設置)、②登録 (毒物劇物販売業の登録)、③設備取扱 (貯蔵保管設備)
 - ④表 示 (医薬用外、毒物、劇物の文字表示・除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)
 - ⑤譲 渡 (販売業等以外の者への譲渡、帳簿の記載)、⑥その他 (販売者の届出)

2 広報活動について

実施年月日	方 法	内 容	備 考

3 本運動についての要望、意見その他参考事項

農薬危害防止運動実施結果報告書

市 町 村 名

1 広報活動について

実施年月日	方 法	内 容	備 考

2 本運動についての要望、意見その他参考事項

令和4年度岡山県農薬危害防止運動に係る事業実施計画(案)

	推進事項	具体的な実施事項
県 に お け る 実 施 事 項	農薬危害防止対策協議会の開催	書面による開催 1 岡山県農薬危害防止運動の推進 2 運動期間中の関係機関の活動の促進 ・農薬の適正使用及び適正な保管管理 ・農薬中毒への緊急対応
	広報資料等による啓発	1 広報資料の配布 ・農薬安全使用の手引 1,200 部 ・ポスター 250 部 ・農薬適正使用・保管管理チラシ 15,000 部 ・農薬中毒の症状と治療法(冊子) 70 部 (配布先:別添配布計画) 2 ホームページへの掲載 3 農林関係団体広報
	農薬の安全使用及び販売の適正指導	1 講習会等での指導 (1) 農薬販売者 ①農薬安全指導者講習会 実施主体:農薬安全指導者協議会 対 象:農薬卸協会、農薬小売商協会 ②農薬安全使用推進大会 実施主体:全農岡山県本部 対 象:農協営農指導員等 (2) ゴルフ場農薬管理指導員等研修会 実施主体:グリーンキーパー研究会 対 象:ゴルフ場農薬管理指導責任者 (3) 防除業者農薬安全使用研修会(R4.11.4) 実施主体:県・県植物防疫協会 対 象:防除業者 (4) 農薬管理指導員認定研修会(R5.1.27) 実施主体:県・県植物防疫協会 対 象:農薬販売者、農協営農指導員、ゴ ルフ場農薬管理指導責任者、防除 業者 等
	児童・生徒等への危害防止の徹底	1 児童・生徒に対する安全対策の指導 ※教育委員会、学校薬剤師会等の協力

	推進事項	具体的な実施事項
地 域 に お け る 実 施 事 項	広報等による啓発	1 ポスター、チラシの配布（県配布資料等活用） 2 広報誌、有線放送等の活用 （実施主体） 県民局（保健所及び農林水産事業部（農畜産物生産課・農業普及指導センター））、岡山市保健福祉局、倉敷市保健所、市町村、農薬販売店、農業協同組合、薬剤師会、医薬品登録販売者協会 等
	使用者に対する農薬危害防止の徹底	1 農薬安全・適正使用研修会、毒物劇物取扱責任者研修会の開催、現地指導 （実施主体） 県民局（保健所及び農林水産事業部（農畜産物生産課・農業普及指導センター））、農協営農指導員、岡山市保健福祉局、倉敷市保健所
	農薬の保管及び空容器の処理	1 農薬の保管管理の指導 （実施主体） 県民局（保健所及び農林水産事業部（農畜産物生産課・農業普及指導センター）） 岡山市保健福祉局、倉敷市保健所 2 空容器等の回収の指導 （実施主体） 県民局（農林水産事業部（農畜産物生産課・農業普及指導センター））
	医療機関との連携	1 農薬起因の事故処置のための体制整備及び中毒事故等発生時における状況の把握 （実施主体） 県民局（保健所）、岡山市保健福祉局、倉敷市保健所、医師会 等
	農薬販売者等の指導取締	1 販売者等への重点立入検査（年間200件目標） ・保管管理の徹底 ・譲渡手続の励行等 （実施主体） 県民局（保健所及び農林水産事業部（農畜産物生産課））、岡山市保健福祉局、倉敷市保健所

令和4年度 農薬の安全・適正使用の推進について

【農薬取締法と県の役割】

農薬取締法は、農薬の定義を定め、その製造(輸入)、販売、使用についての枠組みを定めるとともに、登録制度を設け、農薬の規格と製造、輸入・販売者の義務を規定している。さらに、使用基準を定めて使用者の責務と守るべき事項を明確に規定している。

県では、農薬使用者に対して現地指導や研修会等を通じて農薬使用基準の遵守を徹底するとともに、農薬販売者に対しては研修会等での指導の他、立入検査で販売状況を確認、指導している。なお、農薬販売者は県に対して所定の届出が義務づけられている。

1 現地指導、研修会の開催、啓発資料の配布

- ・ 県が作成した農作物病虫害防除指針(R4.3改訂)を活用し、農薬使用基準に基づいた講習会や現地指導等を通じ、農家、防除業者等に農薬の安全・適正な使用を指導する。
- ・ 指導機関向け「農薬安全使用の手引」(1,200部)や各農家向けチラシ(15,000枚)等啓発資料を作成、配布する。

2 農薬管理指導員の認定促進

- ・ 岡山県農薬管理指導員認定事業実施要領により、農協営農指導員や農薬販売店、ゴルフ場、防除業者等の農薬取扱者を「農薬管理指導員」として知事認定し、各地域、事業所の農薬指導者を育成する(認定試験の実施、3年更新)。

※農薬管理指導員数：1,441名(令和3年度末)

- ・ 農薬管理指導員を対象にした研修会を、令和4年度は6回の開催を予定している。

※令和3年度開催状況：計5回(書面による自主研修を含む)

8/31(系統)、11/5(県)、11/18(商系)、12/6(ゴルフ)、1/28(県)

3 農薬危害防止運動の実施(実施予定期間：令和4年6月1日～8月31日)

- ・ 関係機関・団体を参集し、農薬危害防止対策協議会を開催し、啓発資料の配布や広報資料により指導機関や農家等への啓発を行う。また、医師会等に農薬中毒事故に対する緊急対応の徹底を図る。

4 農薬販売店等への立入検査、指導

- ・ 農薬取締職員が県内の農薬販売店を対象に立入検査を実施し、適正な販売や保管・管理の指導を行う。

R3 農薬取締職員数：23名(県職員)

R3 立入検査実績：146件(R4.3末現在)

※ 農薬販売店総数：1,215店(R4.3末現在)

令和4年度 農薬危害防止啓発資料の配付内訳

区分	農薬安全使用の手引 (冊 子)				危害防止運動ポスター				農薬適正使用・保管管理チラシ				農薬中毒の症状と治療法 (冊 子)			
	局農産	普及セ	市町村	計	局農産	普及セ	市町村	計	局農産	普及セ	市町村	計	局農産	普及セ	計	
備前広域	7	26	35	68	2	1	14	17	50	50	70	170			0	
東備		10		10		1		1		50		50			0	
備中	7	16	50	73	2	1	20	23	50	50	100	200			0	
井笠		12		12		1		1		50		50			0	
備北広域		13		13		1		1		50		50			0	
新見		9		9		1		1		50		50			0	
美作広域	8	21	50	79	2	1	20	23	50	50	100	200			0	
真庭		12		12		1		1		50		50			0	
勝英		11		11		1		1		50		50			0	
小計	22	130	135	287	6	9	54	69	150	450	270	870	0	0	0	
その他	医薬安全課	〔岡山市保健福祉局〕			40	医薬安全課	〔岡山市保健福祉局〕			50	全農県本部(農家用)	12,000	医薬安全課	60		
	〔倉敷市保健所含む〕				〔倉敷市保健所含む〕				農薬卸(農家用)				〔岡山市保健福祉局〕			
	全農県本部			90	全農県本部			30	農薬卸(農家用)			500	倉敷市保健所含む	1		
	農薬卸			40	農薬卸			30	農薬卸(農家用)			100	全農県本部	1		
	農薬小売商			40	農薬小売商			30	農薬卸(農家用)			500	農薬卸	1		
	農協中央会			5	農協中央会			2	農薬卸(農家用)			500	農薬小売商	1		
	県森連			5	農協中央会			2	農薬卸(農家用)			500	安全協	1		
	安全協			5	県森連			2	農薬卸(農家用)			500	生活衛生課	1		
	農林水産総合センター			5	安全協			2	農薬卸(農家用)			500	農林水産総合センター	2		
	治山課			5	農林水産総合センター			2	農薬卸(農家用)			500	安全協	1		
	生活衛生課			5	治山課			2	農薬卸(農家用)			500	生活衛生課	1		
	環境管理課(局環境課分含む)			13	生活衛生課			2	農薬卸(農家用)			500	農林水産総合センター	2		
	県グリーンパー研究会			5	県グリーンパー研究会			2	農薬卸(農家用)			500	安全協	1		
	県ゴルフ場連盟			40	県グリーンパー研究会			2	農薬卸(農家用)			500	生活衛生課	1		
	農産課			615	県ゴルフ場連盟			2	農薬卸(農家用)			500	農林水産総合センター	2		
合 計			1,200	250			15,000	530	農産課			70				

平成25年4月26日付け
25消安第175号 環水大土発第1304261号

農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導
(地方公共団体が行う取組内容を規定)

2 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

- ・地方公共団体が管理する施設（公園、学校、街路樹等）における病虫害防除等が、住宅通知の内容を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病虫害防除等を行う者に徹底すること。
- ・取組に当たっては、以下のような取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- (1) 植栽管理業務の仕様書に、農薬使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等を業務内容として規定する。
- (2) 入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、地方公共団体が指定する研修を受けていること又は農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士等の資格を有していることを規定する。
- (3) 地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法に基づき定められた「環境物品等の調達に関する基本方針」の「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病虫害防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

・相談窓口の設置等の体制整備

農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備。

3 住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項
「公園、街路樹等」と「農地」に区分して記載)

区 分	公園、街路樹等	住宅地周辺の農地等
物理的防除の実践	・ 植栽時に、病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努め、多様な植栽による環境の多様性確保に努める ・ <u>定期的に農薬を散布することをやめ、病虫害被害や雑草の発生を早期に発見する</u> ・ <u>せん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努める。</u>	・ 病虫害に強い作物や品種の栽培、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減する
農薬使用基準	・ 登録農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する	
剤型の検討等	・ <u>やむを得ず農薬を使用する場合は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用する</u> ・ 散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめる	・ <u>粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、飛散低減ノズルの使用に努める</u>
飛散防止対策	・ 無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶ。 ・ 飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意する	
現地混用	・ 現地混用は行わない	
事前周知等	・ 事前に周辺住民に対して、<u>農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知する</u> ・ <u>近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮する</u> ・ <u>近隣に学校、通学路等がある場合には、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図る</u> ・ <u>立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置する</u>	

区 分	公園、街路樹等	住宅地周辺の農地等
農薬使用状況 の記帳	・ 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管する ・ 病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管する	
万が一の連絡 先	・ 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介する	

区 分	公園、街路樹等	住宅地周辺の農地等
その他	・ 「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」に示された技術、対策等を参考とする	・ 「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」や「農薬飛散対策技術マニュアル」も参考とすること

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

ついては、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病虫害・雑草管理（以下「病虫害防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病虫害防除等が、別紙の1を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病虫害防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- (1) 植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の1に掲げる事項を業務内容として規定する。
- (2) 入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。
- (3) 地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病虫害防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。

なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。

- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管するこ

と。

(7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

(8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。

無人航空機を利用した農薬の空中散布について

無人航空機を利用した農薬の空中散布は、水稻や麦類の病虫害防除を省力的に行う手段として実施されている。その実施に当たっては、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性に配慮しなければならないため、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」が定められている。

【空中散布の実施に当たっての危被害防止対策】

1 事前確認の徹底

操縦者及び補助者（遠隔操縦機を利用する場合）は、空中散布の実施前に共同で実地確認を実施し、危険箇所等の情報を確実に把握し、互いに共有すること。

- （１）家屋等への引込線や電柱の支線等、見えにくい位置の障害物を見落とさないよう、操縦者と補助者の経路を含めた実施区域全体を綿密に確認すること。
- （２）実地確認の際に、受託した散布計画と異なる点など不明な点があれば、そのままにせず実施主体やほ場の持ち主（依頼主）への確認を怠らないこと。
- （３）実地確認の結果、ほ場の上空に架線が入り込んでいるなど通常の飛行方法による空中散布の実施が困難な場合は、空中散布を実施しないこと。

2 操縦者と補助者の連携強化

空中散布の実施中において、補助者は迅速かつ正確に障害物等に関する情報を操縦者に伝達すること。また、操縦者は補助者からの指示の確認を毎回行うこと。

- （１）作業への慣れによる慢心や「わかっているだろう、見えているだろう」という思い込みは捨て、安全対策の基本に立ち戻り、互いの役割りを確実に行うとともに、綿密な相互コミュニケーションを常に心掛けること。
- （２）トランシーバー等の通信不良を防ぐため、事前の実地確認の際に相互の装備についても確認を徹底すること。
- （３）事前に、合図が確認しやすく、また機体が良く視認できる立ち位置を確認するとともに、散布中は適時双方で連絡を取り合い、障害物等の情報を共有すること。

3 無人マルチローターを用いた空中散布に係る安全対策の徹底について

無人マルチローターを用いた空中散布は、機体の機能・性能を良く理解し、適切に実施すること。

- (1) 事前に取り扱説明書やマニュアルを熟読し、機体の機能・性能を十分に理解すること。
- (2) 山間部ではGPS の受信不良が起こりやすいことに留意すること。また、GPS 制御が働かない場合に対応できるよう、技術向上に努めること。
- (3) 必要に応じて、操縦技能を維持するため、航空法に規定された飛行禁止空域に該当しない人の往来や物件が存在しないほ場などで、航空法に規定された飛行の方法に従ってテストフライトを行う。

【令和3年度 空中散布における農薬散布面積】

(単位：ha)

	水稻	麦類	大豆	その他	合計
無人航空機	5,433	1,294	104	4	6,835
マルチローター	922	84	88	3	1,097

毒物及び劇物の取扱い、保管管理等について

保健福祉部医薬安全課

1 岡山県農薬危害防止運動啓発資材の配布

各保健所（備前、備中、備北、真庭、美作）、岡山市保健福祉局、倉敷市保健所、（公社）岡山県医師会、（一社）岡山県薬剤師会、（一社）岡山県医薬品登録販売者協会へポスター等を配布した。

2 毒物劇物販売業登録施設への立入検査、指導

保健所において所管する毒物劇物販売業登録施設へ立入検査を行い、毒物劇物の取扱い等について指導した。

<令和3年度実績>（岡山県全体）

（件）

	施設数	立入検査施行 施設数	違反発見施設数
一般販売業	1, 0 0 2	1 7 2	(※1) 2 7
農業用品目販売業	2 3 4	6 6	(※2) 8
特定品目販売業	4 4	1 0	0
合 計	1, 2 8 0	2 4 8	3 5

違反内訳 ※1 構造設備違反：3件、取扱違反：5件、その他：21件（重複含む）

※2 取扱違反：3件、その他：8件（重複含む）

3 毒物劇物を取り扱う場合の注意事項（農薬安全使用の手引きP48～参照）

- ・販売業の登録
- ・毒物劇物取扱責任者
- ・貯蔵保管設備（表示を含む）
- ・譲渡手続
- ・塩素酸塩類等の取扱い
- ・毒物劇物営業者による情報の提供
- ・廃棄
- ・事故の際の措置

食品における残留農薬等の検査について

令和4年5月12日
保健福祉部生活衛生課

1 ポジティブリスト制度施行後の食品中残留農薬等の検査体制

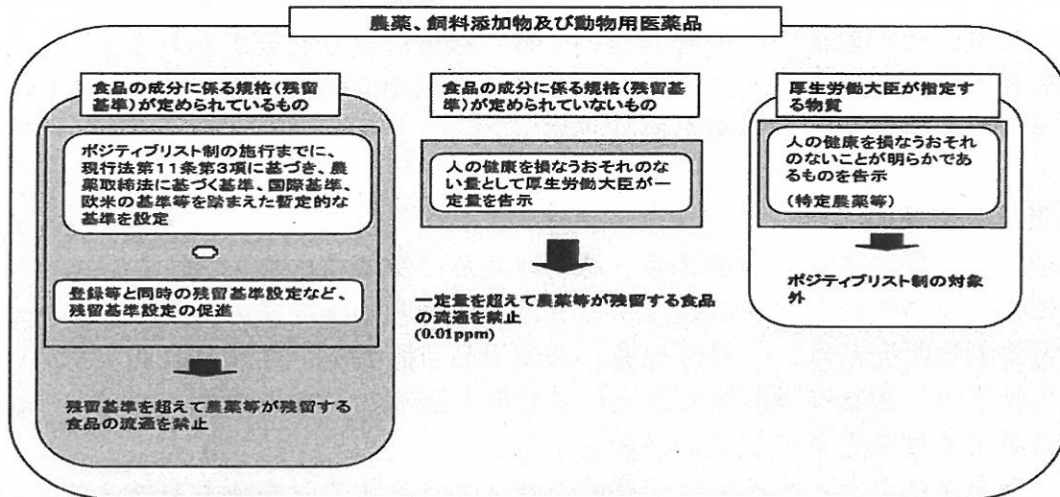
平成18年5月29日付けで、ポジティブリスト制度が施行された。

ポジティブリスト制度：基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品等の販売を原則禁止する制度

食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制の導入

(改正食品衛生法第11条関係)

【ポジティブリスト制】平成18年5月29日施行



(注) 上図中の食品衛生法第11条は、令和3年6月施行の改正食品衛生法により第13条となっている。

2 県内流通食品の残留農薬検査

県内に流通している食品(農畜水産物)を対象に、残留農薬検査を行う。

- 令和3年度県内流通食品の残留農薬検査結果 ※岡山市、倉敷市は除く
検査機関：環境保健センター

農畜水産物		検体数計	検査項目数	違反事例
国産	輸入			
135	0	135	29,545	0

3 食品中の有害物質モニタリング調査

水産物を対象に、残留性が高い農薬について県内に流通している水産物の検査を実施。

検査機関：備前保健所検査課(令和3年度)

検査項目	検体数	検出数
有機塩素系農薬 〔BHC DDT ドリン剤(3種)〕	17 (アナゴ3、コイ3、ニベ3、アマゴ2、カレイ2、クロダイ2、ヒラメ1、ハゼ1)	0
除草剤 〔オキサジアゾン CNP ブタクロール〕		

販売業者、防除業者の遵守すべき事項

～毒物及び劇物取締法～

この法律は、毒物及び劇物について保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的として制定されています。

農薬の中には、『この法律の適用を受けて毒物または劇物となるもの』と『毒劇物に該当しないもの』があります。農薬による散布時の事故等の発生は次第に減少してきていますが、本来の用途以外に使用されるおそれのある塩素酸塩除草剤及びパラコート除草剤などについては、その取扱い、保管について特に厳重に行う必要があります。

毒物劇物の販売・授与にあたっては、毒物及び劇物取締法（以下「法」という）を遵守し、適正に販売業務を行う必要があります。

1 販売業の登録

(1) 登録及び登録更新（法第3条、法第4条及び第4条の2）

毒物又は劇物を販売又は授与する者は、毒物劇物販売業の登録を必要とする。

毒物劇物販売業は、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の3種類に分けられるが、毒物又は劇物に該当する農薬を販売しようとするときは、一般販売業又は農業用品目販売業の登録を必要とする。

登録を受けようとする者は、登録を受けようとする営業所を所轄する保健所に申請書を提出しなければならない。

なお、販売業の登録は、6年ごとに更新を受けなければその効力を失う。

(2) 変更届（法第10条）

毒物劇物営業者は、氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）、店舗の名称、設備の重要な部分を変更したときは、30日以内に届け出なければならない。

(3) 廃止届（法第10条）

毒物劇物営業者は、営業を廃止したときは、30日以内に届け出なければならない。

2 毒物劇物取扱責任者

(1) 設置（法第7条）

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

取扱責任者は店舗のかけもちをすることや、取扱責任者としての責任が満足に果たせないような他の仕事に従事することはできない。

毒物又は劇物を直接取り扱うことなく、伝票操作のみにより販売する店舗にあっては、登録は必要であるが、取扱責任者の設置は必要ない。

(2) 変更届（法第7条、県細則第4条、第5条）

毒物劇物営業者は、取扱責任者を変更したときは、30日以内に届け出なければならない。

また、取扱責任者の氏名、住所に変更があった場合も30日以内に届け出なければならない。

(3) 資 格（法第8条）

次の者が取扱責任者になることができる。

ア 薬 剤 師

イ 高等学校、大学等で応用化学等の学科を修了した者

ウ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

3 貯蔵保管設備

(1) 貯蔵保管設備（法第5条、第11条及び施行規則第4条の4）

ア かぎをかける設備があること。

イ 毒物又は劇物は、農機具等他の物はもちろん毒物又は劇物に該当しない農薬とも区別し、専用の貯蔵設備に保管すること。

ウ 貯蔵設備は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれのないものであること。

(2) 表 示（法第12条第3項）

貯蔵設備に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

(参考) 毒物及び劇物の直接の容器包装への表示事項（法第12条第1項及び第2項）

①毒物には赤地に白色をもって「医薬用外毒物」の文字

②劇物には白地に赤色をもって「医薬用外劇物」の文字

③毒物又は劇物の名称

④毒物又は劇物の成分及びその含量

⑤厚生労働省令で定める毒物又は劇物についてはその解毒剤の名称

⑥その他厚生労働省令で定める事項（製造業者・輸入業者の氏名及び住所など）

4 譲渡手続

(1) 毒物劇物製造業、輸入業及び販売業（以下、「毒物劇物営業者」という。）以外の者への譲渡（法第14条第2項及び施行規則第12条の2）

毒物劇物営業者は、譲受人（購入者等）から次の各号に掲げる事項を記載し、押印した書面（譲受書）の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。（記載例1）

ア 毒物又は劇物の名称及び数量

イ 販売又は授与の年月日

ウ 譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(2) 毒物劇物営業者への譲渡（法第14条第1項）

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、前記（1）各号に掲げる事項を書面（譲渡帳簿）に記載しておかなければならない。
(記載例2)

(3) 譲受書及び譲渡記録の保存義務（法第14条第4項）

毒物劇物営業者は、前記（1）の譲受書及び（2）の譲渡記録を、販売又は授与の日から、5年間保存しなければならない。

(4) 交付の制限（法第15条）

営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により、毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令※で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

※精神機能の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者

(5) 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用（法第14条第3項）

購入者等は、譲受書の交付について次の各号の条件を満たす場合、書面による交付に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

ア 電磁的方法を使用することについて、あらかじめ、書面又は電磁的方法により毒物劇物販売業者（以下、「販売者」という。）の承諾を得ること。

イ 電磁的方法とは、電子メール、ホームページからのダウンロード、磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法をいうこと。

ウ 当該電磁的方法による電子データを販売者が書面に出力できること。

エ 書面による場合の記名押印に代えて、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置（例えば、電子署名及び電子認証業務に関する法律第2条第1項に規定される電子署名）を講じていること。

オ 書面の交付等に代えて電磁的方法を利用する場合は、毒物等の譲渡人は、より慎重に、使用の目的の適否の判断をし、譲受人の品目の選定、数量の多少、使用の方法等につき、誤りのないように配慮すること。

カ 譲受人が常時取引関係にない一般消費者である場合など面識のない相手に対して毒物等を譲渡する際に、書面の交付等に代えて電磁的方法を利用する場合には、当該方法が顔や声により相手方を確認することが出来ないなどの特性を考慮し、別途、本人であることの確認を行うなどその取引については慎重に行うこと。

5 塩素酸塩類等の取扱い

(1) 所持の制限（法第3条の4）

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

政令で定めるものは次のとおりである。

- ・亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム30%以上のもの）
- ・塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35%以上のもの）
- ・ナトリウム
- ・ピクリン酸

(2) 交付の制限（法第15条・施行規則第12条の2の6）

ア 氏名及び住所の確認

毒物劇物営業者は、塩素酸塩類（35%以上を含有する製剤）等を交付する場合は、相手から、その者の身分証明書、運転免許証等の提示を受けて氏名、住所を確認した後でなければ、これを交付してはならない。

なお、この確認は、常時取引関係にある者、組合員等で、営業者がよく知っている場合には身分証明書等の提示は必要ないが、確認のうえ帳簿の記帳はしなければならない。

確認を必要とする者とは、実際に塩素酸塩類等を受けとる者であり、譲受本人はもちろん、その代理人、使用人その他の従業者、委託運送する場合の運転手、郵送する場合の郵便局の係員等も確認の対象になる。

イ 確認事項の記録と保存

（ア）毒物劇物営業者は、帳簿（確認簿）を備え、上記アによる確認をしたときには、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ・交付した劇物の名称
- ・交付の年月日
- ・交付を受けた者の氏名及び住所

なお、帳簿の様式については、特に定められていないが、（記載例3）を参考にされたい。

（イ）上記（ア）の帳簿は、最終記載の日から5年間保存しなければならない。

（ウ）上記（ア）の帳簿は、その趣旨が異なることから、法第14条第1項の規定に基づく譲渡帳簿や同条第2項の規定に基づく譲受書をもって代えることはできないため、それらとは別に帳簿を作成する必要がある。

(3) 販売・授与の制限（法第3条の4・法第24条の2）

業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知って第3条の4に規定で政令で定める物（引火性、発火性又は爆発性がある毒物又は劇物であつて政令で定めるもの）を販売し又は授与することは罰則の対象になる。

6 毒物劇物営業者による情報の提供（令第40条の9）

- （1）毒物劇物営業者が毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。（いわゆるSDS）
ただし、当該営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合はこの限りではない。
- （2）毒物劇物営業者が、提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならない。

7 廃 棄（法第15条の2）

毒物又は劇物を廃棄する場合は、技術上の基準が定められているので、その基準により、廃棄しなければならない。

8 事故の際の措置（法第17条）

事故の際には、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

また、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（クロロピクリンの例）

品 目	11. クロロピクリン（クロロピクリン）及びこれを含有する製剤
廃棄方法	(1) 分解法 少量の界面活性剤を加えた亜硫酸ナトリウムと炭酸ナトリウムの混合溶液中で、攪拌し分解させた後、多量の水で希釈して処理する。 <備考> ア 混合溶液の亜硫酸ナトリウムの濃度は約30%、炭酸ナトリウムの濃度は約4%とする。 イ 混合溶液はクロロピクリンに対して25倍容量以上用いる。 ウ 分解は液中の油滴及び刺激臭が消失するまで行う。
成 生 物	
検 定 法	ガスクロマトグラフ法 吸光光度法
そ の 他	

(参考) 農薬として登録のある塩素酸塩類

農 薬 名	商 品 名	成 分
塩素酸塩水溶剤	デゾレートA クサトールF P 水溶剤 クロレートS L	塩素酸ナトリウム60%
塩素酸塩粉粒剤	デゾレートA Z 粉剤	塩素酸ナトリウム50%
塩素酸塩粒剤	デゾレートA Z 粒剤 クサトールF P 粒剤 クロレートS	塩素酸ナトリウム50%

記載例 1 (譲受書)

(1)

毒 物 及 び 劇 物 譲 受 書		
毒 物 及 び 劇 物	名 称	プリグロックスL
	数 量	300ml × 2
販売又は授与の年月日	年	月 日
譲 受 人 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)	氏 名	岡 山 太 郎 ㊞
	職 業	農 業
	住 所	岡山市北区内山下2-4-6
備 考		

(2)

毒 物 及 び 劇 物 譲 受 書			
譲 受 人 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)	住 所	岡山市中区古京町1-1	
	氏 名	津 山 二 郎 ㊞	
	職 業	会 社 員	
販売又は授与の年月日	年	月	日
毒物及び劇物の名称	規 格	数 量	備 考
デゾレートA	1 kg	1	
ランネート	500g	1	

記載例 2 (譲渡帳簿)

年月日	譲 渡 先			名 称	数 量
	住 所	氏 名	職 業		
	岡山市北区駅前1-1	山陽肥料(株)	肥料商	イソキサチオン 300ml	30
	岡山市北区中山下1-2	岡山農薬(株)	農薬販売業	コテツフロアブル 100ml	50

注 この帳簿は各品目ごとに別葉として作成して差し支えない。

記載例 3 (確認簿)

名称 (デゾレートA 1kg)

年月日	住 所	氏 名	受 入	払 出	残	備 考
	岡山市北区中山下1-2	岡山農薬(株)	30		30	常時取引関係
	岡山市中区東山1-1	山田三郎		1	29	組合員
	倉敷市中央2-2	田中一郎		2	27	運転免許証
	岡山市中区古京町1-1	津山花子		1	26	健康保険証

注 備考欄に確認方法を記載するのが望ましい。

【毒物劇物を取扱う場合の注意事項】

毒物劇物が本来の目的を逸脱して、使用される事件が発生し、大きな社会問題となっておりますが、毒物劇物営業者はもちろん、農業者の方にも、毒物及び劇物取締法により遵守義務が課せられておりますので、次の事項に留意の上、適正な取扱いに努めてください。

1 毒物又は劇物の取扱い (法第11条)

①毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じること。

〔 毒物又は劇物は、かぎのかかる専用の保管庫に保管すること。
ただし、性質上かぎをかけることができない場合は、周囲に堅固なさくを設ける等盗難にあわれないような措置を講じること。 〕

②毒物又は劇物を取扱う施設において、漏洩等を防ぐのに必要な措置を講じること。

③毒物又は劇物を運搬する場合は、漏洩等を防ぐのに必要な措置を講じること。

④毒物又は劇物の容器には、飲食物の容器を使用しないこと。

2 毒物又は劇物の表示 (法第12条)

①毒物又は劇物の容器には、『医薬用外』の文字及び『毒物（赤地に白色）』又は『劇物（白地に赤色）』の文字を表示すること。

②毒物又は劇物の保管場所には、毒物については『医薬用外毒物』、劇物については『医薬用外劇物』の表示をすること。

3 事故の際の措置 (法第17条)

①毒物又は劇物の漏洩、流出、飛散等により保健衛生上の危害が生ずる恐れがある時は、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出ること。

また、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じること。

②毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失した場合は、直ちに警察署に届け出ること。

4 その他指導事項

毒物又は劇物の取扱い数量、在庫量等の確認を定期的に行い、必要な記録を作成・管理し毒物又は劇物の保管管理のチェック体制を整備すること。

農薬取締法の目的と定義

農薬取締法は1948年（昭和23年）に制定されました。当時は戦後の復興期であり、食糧の増産が国を挙げて急務となる一方、物資不足の折から不良農薬が出回って農家に損害を与える事例もみられたことから、不正・粗悪な農薬の出回りを防止し、農薬の品質保持・向上を図るために、本法が制定されました。

当初の本法は取締りの対象を農作物の病虫害の防除用として製造販売される薬剤に限定するとともに、適用対象の農薬については、厳格な登録制度と表示制度を採用しています。

その後、時代の要請に応じて改正が行われてきましたが、2002年（平成14年）12月には全国的な無登録農薬の販売・使用の問題等から大きな改正が行われ、2018年（平成30年）12月には農薬の安全性の向上などのため、再評価制度の導入、農薬登録審査の見直しなどによる改正がありました。

農薬取締法の構成

・ 目的	第1条	・ 監督	第29条～第33条
・ 定義	第2条	・ 外国製造農薬	第34条～第37条
・ 登録制度	第3条～第15条	・ 雑則	第38条～第46条
・ 販売の規制	第16条～第23条	・ 罰則	第47条～第52条
・ 使用の規制等	第24条～第28条		

1 目的

第1条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

農薬は農業生産の安定と向上に重要な資材となっており、不正・粗悪な農薬の流通が農家に損害を与え、ひいては農業生産に悪影響を与えることを厳に防がなければなりません。

また、農薬は、病虫害に対する生理活性の強さとその一定の持続性が必須の要素となっていることから、農薬そのものの安全性を確保することが重要であることに加え、安全な農薬であったとしても、その使用方法のいかんによっては、国民の健康や生活環境に悪影響を及ぼすことも懸念されます。このような農薬及びその使用に関連して発生する諸問題に対処するため、農薬の安全性その他の品質を確保しつつ、安全かつ適正な使用方法について定める必要があります。

このため、第1条では、この法律が農薬の登録、販売及び使用の規制等により「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保」を図るためのものであり、さらに、この直接的な目的を達成することを通じて、「農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与する」ことを目的としていることを明らかにしています。

2 農薬の定義

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病虫害」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3 この法律において「農薬原体」とは、農薬の原料であって、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外の成分から成るものをいう。

4 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

この定義にある、「農作物」とは、栽培の目的や肥培管理の程度のいかん問わず、人が栽培している植物を総称しています。それは、植物の全部または一部を収穫して利用する目的で栽培している稲、麦、甘藷、馬鈴薯、豆類、果樹や野菜類はもちろん、観賞等の目的で栽培している庭園樹、盆栽、花き、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹等を含み、また肥培管理がほとんど行われていない山林樹木もすべて含まれることになります。

また、「農林産物」とは、農作物から生産されたもので加工されていないものを指し、例えば玄米、伐採木などであり、それらから加工された酒、製材された板は該当しません。

「病虫害」の中には、病菌、害虫、ネズミなどのほかにスズメなどの鳥類、ナメクジ、ザリガニ、さらに雑草などが含まれます。しかし、農作物に害を与えない不快害虫、衛生害虫などは含みません。

「その他の薬剤」には除草剤のほかに誘引剤、忌避剤、展着剤などが含まれます。

以上の用語によって定義されるのが「農薬」であり、防除のために利用される天敵もこの中に入ります。ここでいう天敵とは、農作物に直接間接に有害な生物を捕食、寄生などにより殺すような生物をいい、細菌、線虫、昆虫類などその種類は多岐にわたっています。

なお、本法は農作物等の病虫害の防除に用いられる農薬についてのみ規制するものであり、農薬と同じ有効成分であってもゴキブリ、蚊などの衛生害虫を防除するために家庭や畜舎の中で用いられる薬剤やシロアリ駆除剤等は農薬には該当しないことになります。

農薬使用基準

農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、登録農薬の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準（農薬使用基準）を定めることになっています（農薬取締法第25条）。

農薬は、登録に際して毒性評価を行い、人畜などへの害がない量的な範囲を作物残留などの基準として定め、この基準を超えないように農薬使用基準が決められています。

つまり、この農薬使用基準どおりに使われてこそ安全が確保されることになります。

1 農薬の使用者の責務

- ①農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- ②人畜に被害が生じないようにすること。
- ③農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- ④農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- ⑤生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- ⑥公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

2 表示事項の遵守義務[罰則の対象（農薬取締法第25条第3項）]

特に食用農作物及び飼料用農作物に農薬を使用するときには、表示されている事項を遵守しなければならない

- ①適用がない作物には使用しないこと。
- ②定められた使用量又は濃度を超えて使用しないこと。
- ③定められた使用時期（収穫前日数等）を守ること。
- ④定められた総使用回数以内で使用する。

◎くん蒸（自ら栽培する農作物等に農薬を使用する者を除く）、航空機（無人ヘリを除く）、ゴルフ場における農薬の使用については、毎年度使用前までに、農林水産大臣に農薬使用計画書を提出しなければならない。

3 努力義務

- ①有効期限切れ農薬を使用しないこと。
- ②農薬を使用した日や場所、作物、農薬の種類や量を記帳すること。
- ③航空防除や住宅地周辺での散布で、農薬が飛散しないようにすること。
- ④水田で使用する農薬の止水期間を守ること。
- ⑤土壌くん蒸剤の被覆期間を守り揮散防止に努めること。

写

薬生発 0502 第 1 号
4 消 安 第 6 5 0 号
環水大土発第 2205021 号
令和 4 年 5 月 2 日

各 〔都道府県知事〕 殿
〔保健所設置市市長〕
〔特別区区長〕

厚生労働省医薬・生活衛生局長
農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

令和 4 年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来、格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①土壌くん蒸剤施用後の作業管理が十分でなかった事例、②周辺環境への配慮が十分でなかった事例、③住宅地周辺や学校等公共施設での農薬使用に際しての周辺住民や施設利用者への周知や配慮の不徹底等であった事例、④農薬の不適切な管理による誤飲事例が確認されている。さらに⑤農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例が確認されている。

また、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂のへい死が確認されるため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じて連携を密に行うよう、引き続き指導を行っていく必要がある。

さらに、平成 30 年 12 月 1 日に改正農薬取締法が施行され、再評価制度の導入等により、最新の科学的知見に基づき評価された安全な農薬の確保・供給を図ることとしているが、生産現場で農薬の安全性を向上させるためには、安全な農薬の確保・供給だけではなく、農薬使用者が農薬の適正使用等に努めていくことが重要である。今般の改正農薬取締法では、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」ことが新たに規定されたところであり、国や都道府県においても、こうした農薬使用者による農薬の適正使用に資する自発的な知識・理解の向上が図られるよう、必要

な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供を行っていく必要がある。

以上のような状況に鑑み、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を定め、全国的に農薬の安全かつ適正な使用を推進することとしたので、貴職におかれても農薬の安全かつ適正な使用の推進について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。なお、本年度の運動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの各都道府県等の状況に応じて、可能な取組を進めることとすることを申し添える。

別紙

農薬危害防止運動実施要綱

目 次

第 1	趣旨.....	3
第 2	名称.....	4
第 3	実施期間.....	4
第 4	実施主体.....	4
第 5	運動のテーマ及び重点指導項目	4
1	運動のテーマ	5
2	重点指導項目	5
第 6	実施事項.....	5
1	農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発	5
	(1) 広報誌等による普及啓発	5
	(2) 啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発	5
	(3) 指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発	6
	(4) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等	6
2	運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施	6
3	農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等	6
第 7	新型コロナウイルス感染症への対応	7
別添	指導等における留意事項	8
1	農薬による事故を防止するための指導等	8
	(1) 農薬使用時の事故防止対策の周知	8
	(2) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導	13
	(3) 農薬使用者の健康管理	14
	(4) 事故情報の把握	14
2	農薬の適正使用等についての指導等	14
	(1) 農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底	14
	(2) 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導 ..	17
	(3) 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導	17
	(4) その他の留意事項	17
3	農薬の適正販売についての指導等	18
	(1) 農薬販売者に対する指導	18

(2) 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導.....	19
(3) 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導.....	19
(4) インターネットを利用した農薬の販売に対する指導	19
(5) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導	20
4 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携	21
(1) 蜜蜂の被害防止対策	21
(2) 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策	24
(3) 土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策.....	24
別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例	26
別記1：農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項..	27
別記2：農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策	31
別記3：毒劇物たる農薬の適正販売強化対策	34

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として確認される状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

平成30年12月1日に施行された改正農薬取締法においては、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」とされており、農薬の適正使用等に関する必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供等を通じて農薬使用者の自発的な知識・理解の向上や適正使用を図っていく必要がある。

以上を踏まえ、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止すること

を目的として、農薬危害防止のための運動を実施する。

なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの各都道府県等の状況に応じて、取組を柔軟に進めることとする。

第2 名称

農薬危害防止運動（以下「運動」という。）

第3 実施期間

原則として、令和4年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

このうち、国にあっては、地方農政局等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあっては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となって協力体制を整備するとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るとともに、取組の効果の検証に努めるものとする。

国は、各都道府県等での取組の効果を検証し、優良な取組事例、取組内容の工夫等を全国レベルで共有することにより、農薬の適正使用に係る指導を充実させるとともに、次年度以降の運動の実効性をなお一層高めるよう努めるものとする。

第5 運動のテーマ及び重点指導項目

全国の関係者が一体となって運動に取り組むことを目的として、昨年度までの農薬の適正使用に係る指導の過程等において明らかになっ

た地域の課題を踏まえ、下記のテーマ及び重点指導項目を設定し、運動を展開する。

1 運動のテーマ

これまでの取組の中で、依然として、周辺住民や農作物等への飛散防止対策、住宅地等における農薬の適正使用等に十分な配慮がなされているとは言えない場面が見られること等を踏まえ、令和4年度の運動のテーマは、引き続き、「農薬は 周りに配慮し 正しく使用」に設定する。

2 重点指導項目

「別添：指導等における留意事項」のうち、以下の項目については、近年継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導すること。

- ① 農薬ラベルによる使用基準の確認と使用履歴の記帳の徹底（別添の2の（1）の前段及びア）
- ② 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底（別添の1の（1）のウ）
- ③ 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底（別添の1の（1）のエ）
- ④ 誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管するなど、保管管理の徹底（別添の1の（2）のア）

第6 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

（1）広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等の多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

（2）啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者、さらには地方公共団体の施設管理部局等、施設内の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性のある者等を対象として、農薬の安全かつ適正な使用、農薬の適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する啓発資料の配布又は電子

メール若しくはSNS等を活用した情報配信、講習会等により、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図ること。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置、地域の医療機関情報等について解説した資料により、理解の増進に努めること。

(3) 指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

講習会等の開催や巡回による指導・周知が行き届きにくい農薬使用者に対しても指導・周知の徹底を図られるよう、地域の実情に応じて、生産者団体や作物ごとの部会及び出荷先に加えて、農産物直売所、青果市場、農薬販売店等を通じた情報発信を行うこと。

また、無人マルチローターを利用して農薬散布を実施する場合、通常よりも高濃度の農薬を使用する可能性があるため、農薬の適正使用に関して十分理解しておくことが必要である。このため、無人マルチローターの関係団体、メーカー、販売店、教習施設等に対して、無人マルチローターを用いる農薬使用者への、普及啓発資料の配付や講習会参加の呼びかけを要請すること。

(4) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一、事故が発生した場合の処置体制について万全を期するよう努めること。

2 運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施

農薬による危害の防止、農薬の適正使用等に係る指導、普及啓発のために実施した活動、重点指導項目として位置付けた事項への取組状況等について、実施の効果や成果を検証し、次回以降の運動の実効性を高めるよう努めること。

3 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等

農薬による危害を防止するとともに、農薬の適正な使用や販売を推進するため、また、有用生物や水質への影響を低減するために、農薬使用者、農薬販売者等の関係者に対して、別添に掲げる事項について指導等を徹底すること。

第7 新型コロナウイルス感染症への対応

本年度の運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、講習会等や対面での農薬使用者等への指導については、対面によらない方法で実施する、対面で実施する場合は、時期を変更する、感染防止対策を徹底する等、各地域の実情に応じた柔軟な対応をとるものとする。

別添：指導等における留意事項

1 農薬による事故を防止するための指導等

(1) 農薬使用時の事故防止対策の周知

農薬使用の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病虫害防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図ること。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底すること。

ア 農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底

農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用するよう指導を徹底すること。

イ 混用に関する注意事項の厳守の徹底

やむを得ず、使用の段階で農薬と他の農薬等（肥料等を含む）を混用して使用する、いわゆる現地混用を行う場合において、ラベルに他の農薬等との混用に関する注意事項が表示されているときは、当該注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組合せで現地混用を行わないよう指導すること。

ウ 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

被覆を要する土壌くん蒸剤については、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が毎年報告されていることから、その適正な取扱いに関する以下の事項について、指導を徹底すること。

- ① 被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後に適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うこと等の安全確保を徹底すること。
- ② ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにすること。
- ③ 使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。特に、住宅地等に近接する場所においては、被覆を要する土壌くん蒸剤の使用以外の防除方法を検討すること。

やむを得ず、被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないように最大限注意するとともに、事前に周辺住民に対して十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。

（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）、「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について」（令和 2 年 3 月 11 日付け元消安第 5645 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底について」（令和 2 年 7 月 15 日付け 2 消安第 1758 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

エ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を使用する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子供等に健康被害を及ぼすことがないように、以下に掲げる事項を始めとする対策が示されている「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を周知し、その事項の遵守を徹底すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む。）において農薬を散布する場合は、飛散の少ない剤型の選択や飛散低減ノズルの使用、周りに影響が少ない天候や時間帯の選択等、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講ずるとともに、事前に、農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面・看板等により、周辺住民への周知を十分な時間の余裕をもって幅広く行うこと。

② 公園、街路樹等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル

ル」(平成 22 年 5 月環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室：https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html)も参考としつつ、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。やむを得ず農薬を使用する場合にも、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬使用の目的、農薬を散布する日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講ずること。

平成 29 年度には、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより体調不良を訴えた児童が病院に搬送される事案が発生した。このような被害を防ぐために、特に、学校では、万が一にも児童・生徒が農薬を浴びることがないように、学校の施設管理者及び作業を受託する防除業者等に対し、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯には農薬散布を実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮するよう指導すること。

さらに、農薬使用者等だけでなく、国及び地方公共団体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対し、啓発資料等を活用した積極的な情報提供により、本通知に記載されている指導内容の周知を徹底すること。

(「「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について」(平成 29 年 10 月 25 日付け 29 消安第 3974 号・環水大土発第 1710251 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理

室長通知) 参照)

また、農薬の飛散防止のため、フェロモントラップ(捕虫器)の使用は有効であるが、野鳥を誤って捕獲しないよう十分注意をし、使用時期終了後は速やかに取り外しを行う等、適切に管理すること。

(「公園、街路樹等の害虫防除に係るフェロモントラップ(捕虫器)の使用に当たっての注意喚起について」(平成30年2月9日付け環水大土発第1802091号環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知) 参照)

オ 有人・無人航空機による農薬散布に当たっての留意事項の遵守

有人ヘリコプター、無人ヘリコプター又は無人マルチローターなどの有人・無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令を遵守するとともに、以下の通知を参照し、安全かつ適正な農薬散布を徹底すること。なお、特に、無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、航空法(昭和27年法律第231号)に基づき、事前に国土交通大臣の許可・承認を受けることが必要であることに留意すること。

○ 有人ヘリコプター：

- ・「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)
- ・「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知)

○ 無人ヘリコプター：

- ・「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)

○ 無人マルチローター：

- ・「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)

これらの通知において共通する留意点は、以下のとおりであ

る。

- ① 有人・無人航空機のいずれであっても、事前に、散布する日時、散布する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行い、散布を実施する際には、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全を十分に確保すること。
- ② 無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、安全かつ適正な農薬散布の実施のため、以下の事項に留意すること。
 - 1) 実施区域周辺の地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行うこと。
 - 2) 実施区域周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、危被害防止対策の一つとして、当該施設の管理者及び利用者並びに居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整すること。
 - 3) 実施区域周辺において人の往来が想定される場合、作業中の実施区域内への進入を防止するため、告知、表示等により空中散布の実施について情報提供を行うなどの必要な措置を講ずること。
 - 4) 架線等の危険個所、実施除外区域、飛行経路及び操縦者、補助者等の経路をあらかじめ実地確認し、必要に応じて危険個所及び実施除外区域を明示しておくこと。
 - 5) あらかじめ機体等メーカーが作成した取扱説明書等により、機体及び散布装置に関する機能及び性能について理解しておくこと。
 - 6) 機体等メーカーが取扱説明書等に記載した散布方法（飛

行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）を参考に散布を行うこと（取扱説明書等に散布方法の記載がない場合は、上記のガイドラインに記載された散布方法を参考に実施すること）。

- 7) 散布の際には、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、農薬ラベルに表示される使用方法（単位面積当たりの使用量、希釈倍数等）を遵守し、散布区域外への飛散が起こらないよう十分に注意すること。
- 8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払うこと。
- 9) 農薬暴露を回避するため、操縦者、補助者等は、防護装備を着用すること。
- 10) 万が一、事故等が発生した場合には、農薬に関する事故については、各都道府県の農薬指導部局に、人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案等の航空安全に関する事故については、飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する等、上記のガイドライン及び関係法令に基づき適切に対応すること。

(2) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令等及び別記1に基づく対策の徹底を図るよう指導すること。

（参照：農林水産省ホームページ「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html）

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶等の飲

食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底すること。また、誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は農薬保管庫等の近くに置かないこと。万が一、容器の破損等により他の容器へ移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講じること。

（「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成 23 年 5 月 16 日付け 23 消安第 1114 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

イ 使用しなくなった農薬については、関係法令等を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処理すること。

ウ 毒劇物（毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物をいう。以下同じ。）たる農薬が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。また、毒劇物たる農薬が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。

（3）農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に、必要に応じて健康診断を受診するよう指導すること。

（4）事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬による事故の状況を的確に把握すること。

2 農薬の適正使用等についての指導等

（1）農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）を踏まえ、適用作物、使用量、希

積倍数、使用時期及び使用回数等の農薬使用基準、適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月の遵守を徹底するよう指導すること。農薬の適正使用の更なる推進を図るため、現地調査等による農薬の使用実態の把握に努めること。

令和2年度には、農業者による農薬の不適正使用の結果、当該農薬の有効成分の農作物中の残留濃度が食品衛生法に基づき定められた残留基準値を大幅に超過し、当該農作物を摂食した場合に健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案が発生したことから、このような事案の発生を防ぐために、農薬の適正使用と併せて、農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、使用した農薬の種類や名称、単位面積当たりの使用量や希釈倍数を内容とする、使用履歴の記帳を徹底するよう指導すること。（「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け22消安第7478号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）及び「農薬の不適正使用により健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の徹底について」（令和2年12月24日付け2消安第4308号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

また、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」について、地方公共団体の関係部局、農業協同組合、農産物直売所等関係機関の職員と協力しつつ、効果的に指導を行うこと。

加えて、GAP（農業生産工程管理）の実施が、農薬の適正使用に関しても有効な手段であることに鑑み、農業者に対しては、「国際水準 GAP ガイドライン」（令和4年3月8日付け3農産第3417号農林水産省農産局長通知）や GAP 認証の取得にあたって求められる農薬の適正使用に関連する事項等を参考として、具体的な取組を行うよう、積極的に指導を行うこと。

指導の際には、特に、以下の事項について留意する。

ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認すること。同じ科に属する作物であっても形状や栽培形態が異なったり、名称や形状が似ていても異なる作物であれば、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。誤認しやすい農作物については別表を参考にし、特に留意すること。

イ 散布した農薬がその対象の作物とは別の作物に付着・残留す

ることのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。

（「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）及び「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）参照）

ウ 作物群登録のある農薬を使用する際には、農薬に対する感受性が作物によって異なることがあり、これによって薬害の程度も異なるため、作物群に属する作物に初めて使用する場合は、事前に小面積に使用し、薬害の有無を十分に確認してから使用すること。

エ 最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、使用しないようにすること。

オ 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定の審議に当たり、基準値案と水道事業者が実施した水道原水の水質調査の結果等とを照らし合わせた結果、水稻用除草剤において、基準値案を上回る濃度の農薬成分が河川から検出された事例が見られた。これは、十分な止水期間をとらずに水田内の水を排水路に流してしまったことがその一因と推察されたことから、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。

（「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（平成 23 年 10 月 12 日付け 23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

(2) 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導

農薬使用者に対し、販売及び使用が禁止されている農薬について、農林水産省のホームページ (https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kinsi/) 等において提供する情報を確認した上で、これらの農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して適正に処理するよう指導すること。

なお、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成 24 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、回収を受け付けている農業協同組合及び販売店に持参するよう指導すること。
(毒物及び劇物取締法、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び「販売禁止農薬等の回収について」(平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知) 参照)

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第 16 条に規定する表示がないのに、農薬としての効能効果をうたい、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を使用することは、農薬取締法第 24 条に違反する可能性があるため、農薬使用者に対し、このような資材を使用しないよう指導すること。

また、このような資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」(https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html) に提供するよう指導すること。

(「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 1039 4 号農林水産省消費・安全局長通知) 参照)

(4) その他の留意事項

ア ヨウ化メチル剤を栗の収穫後のくん蒸に使用する際は、気密度等の確認を受けた施設でのみ作業を行うとともに、保護具を着用し、くん蒸終了後には十分な換気を行う等、安全なくん蒸

を行うよう指導すること。

イ 不要となった農薬やその希釈液等の水路や河川等への投棄により、生活環境動植物に甚大な被害を与えることのないよう、不要となった農薬は、関係法令を遵守して適正に処分するよう指導すること。また、希釈液は必要な量だけを正確に調製し、万が一余った際は、関係法令を遵守して適正に処分するよう指導すること。

ウ 農薬を製造し、又は加工（小分けを含む。以下同じ。）する者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないことから、登録を受けていない者が製造し、又は加工した農薬を使用しないよう指導すること。また、不要となった農薬を小分けして販売（譲渡を含む）しないよう指導すること。

エ 医療や畜産の分野での薬剤耐性菌対策について、世界的に関心が高まっている。農作物等の防除における抗菌剤（殺菌剤）の使用に関しては、農作物等の病虫害防除の分野での薬剤耐性菌の発達も重要な課題であるところ、同一系統の薬剤の連続散布を避け、病虫害の発生状況に応じた計画的かつ必要な範囲での使用が重要であることに留意すること。

3 農薬の適正販売についての指導等

（1）農薬販売者に対する指導

農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出が、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、当該届出に加えて都道府県知事等への登録が、それぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく農薬の販売を行わないよう指導すること。なお、農薬を販売する者は、業を営む者以外の個人も含むことに十分留意すること。

また、販売者に対し、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、その譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を記載し、最終の記載の日から3年間保存するよう指導すること。

さらに、毒劇物たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底し、その販売及び授

与に当たっては、譲受人の身元並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切であることを十分確認するとともに、一般消費者への販売及び授与を自粛するよう引き続き指導すること。

（「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」（平成 17 年 11 月 14 日付け薬食審査発第 11114001 号・薬食監麻発第 1114001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）参照）

（2）販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導

農薬販売者に対し、農薬製造者が自主回収を行っている農薬（2 の（2）参照）についての農薬使用者への周知に努めるとともに、農薬使用者から農薬の返品の出がであった場合は、これを受け付けて農薬製造者に送付するよう指導すること。

（3）無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導

農薬の登録を受けていない者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売しないよう指導すること。

また、農薬登録番号等、農薬取締法第 16 条に規定する表示がないのに、農薬としての効能効果をうたい、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を販売することは、農薬取締法第 18 条第 1 項に違反する可能性があるため、農薬販売者に対し、このような資材を販売しないよう指導すること。

このような資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」（https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html）に提供するよう指導すること。

（「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 1039 4 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

（4）インターネットを利用した農薬の販売に対する指導

インターネットによる通信販売やオークション等の普及に伴い、農薬についても、販売の届出を行うことなく農薬を販売したり、小分けした農薬を販売したりする不適切な事例が確認されている。このため、国から、インターネットによる通信販売やオークション等を主催している者に対し、農薬を販売する場合は届出が必要であること、小分けした農薬を販売してはならないこと等を利用者に周知するよう働き掛けを行っているところであり、地方公共

団体においても、農薬販売者の届出に関するホームページに掲載する等、様々なメディアを通じて幅広く周知すること。

さらに、毒劇物たる農薬については、その販売及び授与に当たっては、譲受人の身元並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかを十分確認するとともに、一般消費者への販売及び授与を自粛するよう指導すること。

(5) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導

農薬取締法に基づく登録を受けていない農薬を、農作物等を害する病虫害又は雑草の防除のために使用することは禁止されており、農薬に該当しない除草剤（農薬取締法第22条第1項に規定する「農薬以外の薬剤であって除草に用いられる薬剤」をいう。以下同じ。）を農作物等の栽培・管理に使用することはできない。一方、近年、ドラッグストアやいわゆる100円ショップ等において、農薬に該当しない除草剤が多く販売されるようになっており、また、インターネットを通じた販売・購入も容易になっている。さらに、農薬に該当しない除草剤の容器・包装や販売所における「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用できる（例：公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる）との誤解を与える事例が確認されている。

このため、農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、国から関係者に対し、特に、以下の事項について周知していることに留意すること。また、以下の留意事項に沿っていないと疑われる販売事案を把握した際には、農林水産省に連絡すること。

ア 容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること。

イ 販売所ごとに、公衆の見やすい場所にも、農薬として使用することができない旨を表示すること。

ウ 農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意すること。

エ 農耕地以外の場所であっても、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨の周知に努めること。

オ インターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイトにおいて、判読しやすい文字サイズにより農薬として使用できない旨を記載するなど、分か

りやすい情報提供に努めること。

（「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」（平成 31 年 3 月 28 日付け薬生薬審発 0328 第 8 号・30 消安第 6268 号・2019 製化管第 32 号・環保企発第 1903287 号・環水大土発第 1903281 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）参照）

4 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

（１）蜜蜂の被害防止対策

農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、都道府県の農薬指導部局は畜産部局と連携し、被害の把握及び防止のため、以下の取組の実施に努めること。

ア 蜜蜂の被害に関する認識の共有

畜産部局及び農薬指導部局は、その所属又は関係する普及指導員や病虫害防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に対し、以下の事項を周知すること。

- ① 被害の発生は、水稻のカメムシ防除の時期に多いこと。
- ② 水田に飛来した蜜蜂が、水稻のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露すれば、被害が発生する可能性が高いこと。
- ③ 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であること。
 - ・ 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
 - ・ 巣箱の設置場所の工夫・退避
 - ・ 巣箱を日陰に設置するほか、水飲み場の確保等により巣箱内の温度の上昇を抑制するなど、蜜蜂に影響がない状況下での巣箱の網掛け
 - ・ 農薬の使用の工夫（粒剤を使用する、蜜蜂の活動の盛んな時間の使用を避ける等）

イ 情報共有の更なる徹底

農薬指導部局及び畜産部局は、農薬使用者と養蜂家間の情報共有の更なる徹底を図るため、以下の情報を得た上で、関係先に伝

達すること。

① 蜂場の情報関係

- 1) 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間等）を農薬指導部局及び農業団体等に伝えること。

なお、情報共有の推進に当たっては、関連情報を厳格に管理するとともに、被害の軽減目的のみに使用することについて、養蜂家の理解を得ること。

- 2) 農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、1) で得た情報を蜂場の周辺の水稲農家等に伝えること。

② 水稲の防除に係る情報関係

- 1) 農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すれば、通常、蜂場から半径約2kmの範囲）の水稲のカメムシ防除の時期*等の情報を、畜産部局及び養蜂組合等にできる限り速やかに伝えること（情報は、有人ヘリコプターによる農薬散布の事業計画、無人ヘリコプターの空中散布計画や地域の農業団体が作成する防除暦、地域の実情に応じた無人マルチローターの使用者からの自主的な情報提供等から得ること）。

* 開花期直前～開花期後2週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

- 2) 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、1) で得た情報をできる限り速やかに養蜂家に伝えること。

③ 水稲以外の作物の防除に係る情報関係

- 1) 農薬指導部局は、水稲が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったことを踏まえ、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺で栽培される水稲以外の作物に関する防除の時期等の情報を畜産部局及び養蜂組合等に伝えること。

- 2) 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、1) で得た情報を養蜂家に伝えること。

ウ 被害軽減のための対策の推進

農薬指導部局及び畜産部局は、農薬による蜜蜂の被害を軽減させるために、ア及びイの取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどして、以下

の対策を推進すること。

① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行うこと。

- ・ 蜜蜂がカメムシ防除を始めとした農薬に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所）に巣箱を設置することは控えること。
- ・ カメムシ防除を始めとした農薬の散布時、巣箱を農薬が散布される圃場の周辺から退避させること。
- ・ 農薬が散布されている間、巣箱を日陰に設置するほか、水飲み場の確保等により巣箱内の温度の上昇を抑制するなど、蜜蜂に影響がない状況下での巣箱の網掛けを検討すること。
- ・ 日頃から巣箱の移動手段を検討するとともに、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努めること。

② 農業団体等の協力を得て、農薬使用農家に対し、以下の指導を行うこと。

- ・ 使用する農薬のラベルに「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守するとともに、適時適切な防除を心がけること。
- ・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避けること。
- ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用すること。
- ・ 害虫の発生源になる圃場周辺等の雑草管理については、これまでも栽培管理の一環として実施されてきたところであるが、蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐためにも、農薬を使用する圃場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を徹底すること。

③ 前年度被害が生じた場所や同一の場所で複数回の被害が発生している地域においては、行政、養蜂組合、農業団体等の関係者が協議する場を設けるなどにより、原因究明とそれに基づく更なる被害軽減対策の推進等を徹底すること。

④ 以上のほか、養蜂家と連携しながら、巣箱の移動手段の提供や共同の退避場所の確保及び餌場の少ない夏季の蜜源確保等、地域の実態を考慮した取組を検討し、必要に応じて実施

すること。

（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成 17 年 9 月 12 日付け 17 消安第 5679 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成 21 年 7 月 24 日付け 21 消安第 4395 号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成 25 年 5 月 30 日付け 25 消安第 785 号農林水産省消費・安全局長通知）、「令和 3 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（令和 3 年 6 月 24 日付け 3 消安第 1808 号・3 生畜第 544 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長連名通知）参照）

（2）水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策

水域の生活環境動植物の被害防止、河川、水道水源等の公共用水域の水質汚濁の防止等環境の保全を図るため、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を踏まえて、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水及び底質の調査等を必要に応じて行い、それらの結果を活用して農薬使用者等を指導すること。

また、特定の農薬を地域で集中して使用する場合、その農薬に感受性の高い生物種に著しい被害が生じることが懸念されることから、できるだけ集中させず、多様な農薬を組み合わせるよう指導に努めること。

さらに、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び生活環境動植物への被害を未然に防止するため、関係部局間の連絡を密にし、ゴルフ場からの排水に含まれる農薬の残留実態の把握に努めつつ、ゴルフ場関係者への指導・助言に努めること。

（「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和 2 年 3 月 27 日付け環水大土発第 2003271 号環境省水・大気環境局長通知）参照）

（3）土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策

土壌くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出された事例が過去にあった。井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出されたことと同剤を深層処理したこととの

因果関係は必ずしも明らかではないものの、農薬指導部局は環境部局及び衛生部局から同様の情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処すること。

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

1	だいず	えだまめ	
2	いんげんまめ	さやいんげん	
3	キャベツ	メキャベツ	
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
5	しょうが	葉しょうが	
6	しょうが	うこん	
7	たまねぎ	葉たまねぎ	
8	レタス	非結球レタス	
9	トマト	ミニトマト	
10	ピーマン	ししとう	
11	だいこん	はつかだいこん	
12	しそ	じそ（花穂）	
13	やまのいも	やまのいも（むかご）	
14	さくら	食用さくら（葉）	
15	てんさい	かえんさい	
16	メロン	漬物用メロン	
17	すいか	漬物用すいか	
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく

別記 1

農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの（オ）
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

(2) 防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの（イ）
- ③ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散

布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）

- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
- ⑤ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（カ）
- ⑥ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（キ）

（２）防止対策

ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。

イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。

ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。

エ 風上に向かっての散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。

オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。

カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、２～３時間ごとに交替して行う。

キ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

３ 農薬散布後

（１）原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸中のは場管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

（２）防止対策

ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。

イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、は場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。

ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

４ 保管、廃棄

（１）原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの（ア～エ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりしたことによるもの（オ、カ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

（２）防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。
- ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。
- エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。
- オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

５ その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

(1) 被害の状況

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの（カ～ケ）
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（コ）
- ④ 不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死したもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
- サ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

別記 2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。

- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のは場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの（イ）
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

(2) 防止対策

- ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の収穫予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの収穫予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水域の生活環境動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

(2) 防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

別記 3

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用等の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、販売業の登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。